

## 東京都児童福祉審議会児童虐待死亡事例等検証部会設置要綱

20 福保子計第 281 号

平成 20 年 6 月 23 日

## (目的)

第 1 児童虐待の再発防止策を検討するため、児童虐待の死亡事例等の検証を行うことを目的として、東京都児童福祉審議会条例施行規則（平成 12 年東京都規則第 110 号。以下「施行規則」という。）第 5 条第 1 項の規定に基づき、東京都児童福祉審議会に児童虐待死亡事例等検証部会（以下「部会」という。）を設置する。

## (所掌事項)

第 2 部会は、前項の目的を達成するため、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 児童虐待の防止等に関する法律（平成 12 年法律第 82 号）第 13 条の 4 の規定に基づき東京都から報告を受けた児童虐待事例の事実関係を明確にし、問題点及び課題の抽出を行うこと。
- (2) 事例の問題点及び課題を踏まえ、実行可能性を勘案しつつ、再発防止のための提言をまとめ、東京都に報告すること。
- (3) その他目的達成に必要な事項を審議すること。

## (構成)

第 3 部会に属する委員は、施行規則第 5 条第 2 項の規定に基づき、委員長が指名した委員をもって構成する。

## (部会長)

第 4 部会に部会長及び副部会長を置く。

- 2 部会長及び副部会長は、部会に属する委員が互選する。
- 3 部会長は、部会の事務を総理し、部会の経過及び結果を審議会に報告する。
- 4 副部会長は、部会長を補佐する。部会長に事故があるときは、副部会長が、その職務を代理する。

## (招集等)

第 5 部会は、委員長が招集する。

## (会議の公開等)

第 6 部会は、個人情報保護の観点から、非公開とする。ただし、審議の概要及び提言を含む報告書は公表するものとする。

## (守秘義務)

第 7 委員は、正当な理由なく、部会の審議内容及び部会の職務に関して知り得た個人情報

を漏らしてはならない。

(事務局)

第8 部会の庶務は、福祉保健局少子社会対策部計画課において処理する。

(その他)

第9 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関して必要な事項は、部会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年6月23日から施行する。